

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書

農業委員会受付印

令和 年 月 日

那覇市農業委員会会長 様

譲受人(借人)

譲渡人(貸人)

下記のとおり転用のため農地(採草放牧地)の権利を設定し(移転)したいので、農地法第5条第1項第6号の規定によって届け出ます。

記

1 当事者の住所等									
届出人		氏名			住所				
譲受人									
譲渡人									
2 土地の所在等									
土地の所在			地目		面積(m ²)	土地所有者			
大字	字	地番	登記簿	現況		氏名			
						住所			
						土地耕作者			
						氏名			
						住所			
合計		m ² (田		m ² 畑	m ²)				
3 権利を設定し又は移転しようとする契約の内容							届出人訂正欄		漢数字を使用する
権利の種類	権利の設定・移転の別		権利の設定・移転の期間		権利の存続期間	その他		字抹消 字挿入	
所有権 賃貸借 使用貸借	設定	移転						届出人氏名	
4 転用計画									
(1) 転用の目的									
(2) 開発許可を要しない転用行為にあつては都市計画法第29条の該当号					号				
(3) 転用の時期		工事着工時期		令和 年 月 日					
		工事完了時期		令和 年 月 日					
(4) 転用の目的に係る事業又は施設の概要	事業又は施設の種類		数量(棟数)	建築面積(m ²)	所要面積(m ²)	取水・排水施設等			
5 転用することによって生ずる付近の土地、作物等の被害の防除施設の概要							農業委員会確認欄		届出人は記入しない
							字抹消 字挿入		
							農業委員会訂正欄		届出人は記入しない
							字抹消 字挿入		
那農委第 号 上記による届出については、これを受理し、令和 年 月 日にその効力が生じたので、農地法施行令第10条第2項の規定により通知する。 那覇市農業委員会会長							令和 年 月 日 訂正、再交付		

※届出の効力発生日は、届出書が到達した日となる。

〔記載要領〕

- 1 法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、「職業」欄にその業務の内容を、それぞれ記載する。
- 2 譲渡人が2人以上である場合には、届出書の差出人は「譲受人何某」及び「譲渡人何某外何名」とし、届出書の1及び2の欄には「別紙記載のとおり」と記載して申請することができるものとします。この場合の別紙の様式は、次の別紙1及び別紙2のとおりとします。
- 3 「転用の目的に係る事業又は施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 4 「2 土地の所在等」について、「地番」と「面積」の訂正はできない。

〔提出書類〕

- 1 本届出書(3部) 2 届出地の登記事項証明書(1部:原本) 3 見取図(1部:住宅地図等の写しで可) 4 公図(1部:＝

※土地所有者の住所が登記簿と違う場合は、繋がりが分かる資料(住民票:戸籍の附票等)

※代理人による届出の場合、共有者を含む全員の委任状

※届出者が法人である場合は、登記事項証明書